

区自治協議会の制度改正について

1 項目及び改正案

項目	改正案	現行	理由
(1) 委員の年齢 (下限)	・満18歳以上	・満20歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 若年層の参画促進に向けた環境整備を図るため。(選挙権満18歳へH28.6施行)
(2) 委員推薦 会議の構成	<ul style="list-style-type: none"> 全号委員で構成する。 第1号委員6人、 第2号から第5号委員は1人ずつ。 ただし、第2号から第5号委員は、自号委員を選考する際、議決に加わらない。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1号委員(コミ協)と第4号委員(公募)で10人以内(第4号は全員)。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募委員の再応募に伴う推薦会の辞退(交代)をなくすため。 地域代表である第1号委員を中心とした構成及び第2号から第5号委員のバランスを考慮した構成とするため。 第2号から第5号委員が自号の選考をする際、議決に加わらないことで、公平性を担保するため。

2 スケジュール

平成28年4月以降 区自治協議会運営指針改正
 各区関係要綱等の改正
 新体制で次期(第6期)委員選出の準備を行う。

平成28年11月～ 次期改選に向けた推薦会議スタート